

令和6年度第1回東大阪市景観審議会

議 案 書

日時 令和6年10月29日(火) 10時

場所 東大阪市本庁舎22階

議案第 1 号 東大阪市屋外広告物条例における禁止地域の指定について（諮問）
・ ・ P. 1

議案第 2 号 公共施設等に設置する民間事業者の屋外広告物の規制
について（諮問）

（1）維持管理費用を確保するための屋外広告物 ・ ・ P. 2～3

（2）地域の公共的な取組の財源を確保するための屋外広告物 ・ ・ P. 4

議案第 3 号 デザイン部会の審議予定案件について（諮問）
・ ・ P. 5

議案第 4 号 デザイン部会で審議された案件の答申について（報告）
・ ・ P. 6～P. 9

議案第 1 号

東大阪市屋外広告物条例における禁止地域の指定について（諮問）

1. 諮問内容

春日神社本殿は、市文化財であったことから本条例において、当該敷地を屋外広告物設置の禁止地域に指定しているが、府指定有形文化財に指定され、市文化財の指定が解除されたことに伴い、本条例の禁止地域の取り扱いについても同様に変更（市の文化財として廃止、府の文化財として新たに指定）することについて、意見を聴くもの。

2. 経過

当該敷地については、平成 17 年に市の文化財として東大阪市屋外広告物条例第 7 条の屋外広告物を設置できない地域（以下「禁止地域」という）に指定したが、平成 27 年には東大阪市文化財保護条例の文化財の指定が解除され、大阪府文化財保護条例の指定有形文化財に指定されていることが判明した。そのため、市の文化財としての屋外広告物条例の禁止地域の指定を廃止し、府指定有形文化財としての禁止地域に指定する必要がある。

【参考】東大阪市屋外広告物条例（抜粋）

（広告物等の表示等の禁止）

第 7 条 次に掲げる地域又は場所に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

（1）～（2）省略

（3）文化財保護法により重要文化財として指定された建造物又は重要有形民俗文化財として指定された建造物の存する敷地及びその周辺の地域で市長が指定するもの並びに同法第 109 条第 1 項又は第 110 条第 1 項の規定により指定され、又は仮指定された史跡、名勝及び天然記念物の地域のうち市長が指定するもの

（4）大阪府文化財保護条例第 7 条第 1 項の規定により大阪府指定有形文化財として指定された建造物の存する敷地及びその周辺の地域で市長が指定するもの並びに同条例第 46 条第 1 項の規定により指定された大阪府指定史跡、大阪府指定名勝及び大阪府指定天然記念物の地域のうち市長が指定するもの

（5）東大阪市文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定により市の文化財として指定された建造物の存する敷地及びその周辺の地域で市長が指定するもの

（6）～（10）省略

（告示）

第 40 条 市長は、第 7 条第 2 号から第 8 号までの規定により地域又は場所を指定し、又はこれを変更し、若しくは廃止したときには、その旨を告示するものとする。

議案第 2 号

公共施設等に設置する民間事業者の屋外広告物の規制について（諮問）

（1）維持管理費用を確保するための屋外広告物

1. 諮問内容

公共施設等の維持管理費用を確保するため、公共施設等に民間事業者の屋外広告物を設置する際の、許可の要件等（色彩、面積、個数等）を屋外広告物条例等に定めることについて、意見を聴くもの。

2. 現状

公共施設等への民間事業者の屋外広告物の設置については、原則禁止しているが、歩道橋ネーミングライツのみ、公共上やむを得ないものとして、許可不要で禁止地域等に設置可能としている。

3. これまでの経過

策定期期	名称（）は策定主体	内容
H19年	東大阪市有料広告掲載要綱（行財政改革室）	排除すべき広告主や、不適切な広告
H26年～	歩道橋ネーミングライツパートナー企業募集要項（施設所管課）	規格や意匠等の基準
H28年～	ネーミングライツ事業ガイドライン（行財政改革室）	ネーミングライツの効果や狙いなど、基本的な考え方
H29年	屋外広告物条例ガイドラインの一部改正（国土交通省）	禁止地域であっても、周囲の景観との調和を要件に許可をすることができる

4. 目指す姿・対応策

府道上の歩道橋への設置やネーミングライツによらない公共物への相談があり、公共施設に相応しい広告掲出となるよう維持管理費用を確保するための屋外広告物の許可対象の施設又は物件、許可の要件を定めるもの。

5. 許可対象の施設又は物件、許可の要件（案）

		内容
許可対象の施設又は物件		歩道橋、公共案内板等（デジタルサイネージを含む）、官公署等、マンホール、街灯、路上変電塔
許可の要件 （共通事項）	条件	・得られる広告料収入を施設又は物件の設置又は管理費用に充てる場合 ・屋上広告物は不可
	意匠・形態等	・周囲の景観と調和し、質の高い景観形成に資する場合 ・彩度 8 以上の色彩を使用する場合は、表示面の 2 分の 1 以下 ・蛍光塗料及び反射塗料を使用しない

許可の 要件 (個別 基準)	歩道橋への表示	・表示面積は1面あたり7㎡以下で、同一方向への表示は1面のみ
	壁面広告物(歩道橋除く)	・広告物の表示面積は15㎡以下で、1面につき2個まで ・縦の長さは壁面の高さの2分の1以内、横の長さは壁面の幅の範囲内 ・壁面から突き出して表示しない
	地上広告物	・広告物の表示面積は、表示可能な面積の4分の1以下 ・広告物の地上からの高さは5m以内、ただし広告塔は15m以内 ・街灯に広告幕を設置する場合、設置位置は地上から2.5m以上、車道上にあつては4.5m以上。また、突き出し幅は0.8m以内。

(2) 地域の公共的な取組の財源を確保するための屋外広告物

1. 諮問内容

広告料収入により地域の公共的な取組の活動財源を確保するため、公共施設等に民間事業者の屋外広告物を設置する際の、許可の要件等(色彩、面積、個数等)を屋外広告物条例等に定めることについて、意見を聴くもの。

2. 背景

近年、地域の公共的な取組が広まってきているが、財源の確保が取組の課題となっている。解決策として、道路、公園等の禁止地域にスポンサー広告などの設置を認める事例が見られ、平成29年に、国土交通省策定の屋外広告物条例ガイドラインが改正され、良好な景観の形成に寄与する地域の公共的な取組の財源を確保するための屋外広告物は、禁止地域等でも許可を受ければ設置できる旨の規定が追加された。

3. 目指す姿・対応策

本市においても、このような活動を推進し、デザインの優れた屋外広告物へと誘導することで、良好な景観形成、地域の魅力向上やにぎわい創出を目指すため、地域の公共的な取組の財源を確保するための屋外広告物の許可対象の施設又は物件、許可の要件を定めるもの。

4. 許可対象の施設又は物件、許可の要件(案)

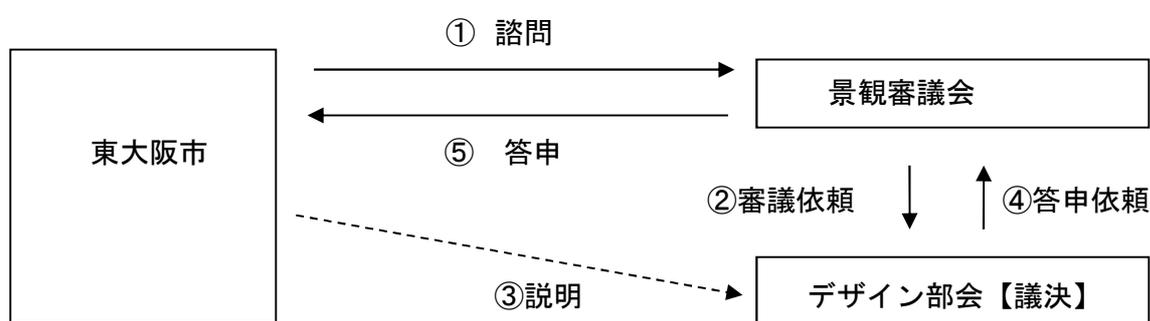
許可対象の施設等	官公署等、街灯、路上変電塔、郵便ポスト、その他禁止地域内の許可対象物件	
許可対象の公共的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、公園その他公共施設の清掃又は美化 ・街灯、ベンチ、上屋等の整備又は管理 ・公共団体と地域住民等とが実施主体となる催物 ・防犯又は防災に関する取組 ・道路、公園その他公共施設の利便性の向上、地域の活性化、にぎわいの創出等に寄与する取組 	
許可の要件 (共通事項)	条件	<ul style="list-style-type: none"> ・得られる広告料収入を地域の公共的な取組に充てる場合 ・屋上広告物は不可 ・電力を使用する場合、表示内容や形状の変化、点滅は不可
	意匠・形態等	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観と調和し、質の高い景観形成に資するものであること ・彩度8以上の色彩を使用する場合は、表示面の2分の1以下 ・蛍光塗料及び反射塗料を使用しない
許可の要件 (個別基準)	壁面広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・広告物の表示面積は15㎡以下で、1面につき2個まで ・縦の長さは、壁面の高さの2分の1以内、横の長さは、壁面の幅の範囲内 ・壁面から突き出して表示しない
	地上広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・広告物の表示面積は、表示面積の4分の1以下 ・広告物の地上からの高さは5m以内、ただし広告塔は15m以内 ・街灯に広告幕を設置する場合、設置位置は地上から2.5m以上、車道上にあっては4.5m以上。また、突き出し幅は0.8m以内

議案第3号 デザイン部会の審議予定案件について（諮問）

1. デザイン部会とは

○デザイン部会とは、景観に関する専門的事項を審議するため景観審議会に設置された部会。市が主体となって新築する建築物であって延べ床面積が1,000㎡以上のものを対象に建築物、外構等のデザインについて審議するもの。

【デザイン部会の対象となるものについての流れ】



2. 審議予定案件（諮問）

令和6年度以降に新築または基本計画の策定等を予定している一定規模以上の市有建築物について

	事業課（室）	建築物名称（又は件名）
新築予定の市有建築物 （令和7年度PFI導入 可能性調査予定）	建築部住宅改良室	東大阪市営北蛇草住宅D棟建替事業

※PFI事業とは

Private-Finance-Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の略で、公共事業を実施するための手法の一つです。民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法です。

議案第4号 デザイン部会で審議された案件の答申について（報告）

1. デザイン部会で審議された案件

1) 令和5年度第2回東大阪市景観審議会デザイン部会

日 時：令和6年2月22日（木）10時～11時40分

場 所：東大阪市役所14階会議室

出席委員：川口委員、久委員、藤本委員

審議案件：議案第1号 東大阪市新水道庁舎整備事業について（諮問）

議案第2号 （仮）東大阪市児童相談所及び図書館に係る複合施設
整備事業について（諮問）

令和6年3月19日

東大阪市長 野田 義和 様

東大阪市景観審議会
会長 片山 隆 男

答 申 書

令和5年7月27日付け東大阪土み第1918号で諮問のありました、東大阪市景観審議会の案件のうち、デザイン部会の審議予定案件として承諾していた下記案件について、令和6年2月22日に開催したデザイン部会にて審議しましたので、下記のとおり答申します。

記

- 一. 議案第1号 東大阪市水道庁舎整備事業について（諮問）
 1. 建物のデザインについて、機能面のみを重視せず、建物自体が収まりの良い、地域の拠点となるようなものとされたい。
 2. 外壁について、施設用途から安易に連想されるような色彩の選定は避け、やさしさやゆとりを感じさせる、落ち着いた仕上げとされたい。
 3. 周辺が密集した市街地であり、また、主たる面となる敷地西側の歩道が狭いため、セットバック等でゆとりのある歩行者空間を確保した上で、十分な植栽をされたい。

- 二. 議案第2号 （仮）東大阪市児童相談所及び図書館に係る複合施設整備事業について（諮問）
 1. 敷地内における高低差の解消について、この土地の歴史や履歴を十分に調査し把握した上で判断されたい。
 2. デザインや色彩等において、施設用途や地域の特徴から安易に連想されるようなものにならないようにされたい。
 3. 山が近いと、賑わいを演出する場合は1、2階程度とし、上層階はシンプルですっきりとしたデザインとされたい。

- 三. 議案第1号・2号共通
 1. BTO方式の場合は、設計者と市の担当者間にデベロッパーが介在するため、設計者のアイデア等を十分に活かさない恐れがあるため、市の担当者が主導権を握り、設計者の意見を考慮できるように努められたい。

以上

2) 令和6年度第1回東大阪市景観審議会デザイン部会

日 時：令和6年8月22日（木）10時～11時45分

場 所：東大阪市役所14階会議室

出席委員：川口委員、久委員、藤本委員、船曳委員

審議案件：議案第1号 東大阪市立新博物館整備事業について（諮問）

議案第2号 東大阪市環境事業所再編整備事業について（諮問）

令和6年9月9日

東大阪市長 野田 義和 様

東大阪市景観審議会
会長 片山 隆男

答 申 書

令和5年7月27日付け東大阪土み第1918号で諮問のありました、東大阪市景観審議会の案件のうち、デザイン部会の審議予定案件として承諾していた下記案件について、令和6年8月22日に開催したデザイン部会にて審議しましたので、下記のとおり答申します。

記

一. 議案第1号 東大阪市立新博物館整備事業について（諮問）

1. 使い勝手の良い質の高いデザインの建物とし、オープンスペースを設けゆとりある空間とされたい。
2. オープンスペースに植栽するだけでなく、建物自体にも植栽箇所を設け、成長するとオープンスペースと建物の植栽が一体的に感じられるものとする等、植栽の工夫をされたい。
3. 昔に存在した集落との関係や、土地の変遷等を意識して計画し、歴史性のある敷地であることを反映した建築や展示とされたい。

二. 議案第2号 東大阪市環境事業所再編整備事業について（諮問）

1. 建物はシンプルで清潔感のあるデザインとし、敷地内の緑化に注力して植栽が少ない周辺環境に貢献するものとされたい。
2. 2か所の環境センターのデザインは同じにする必要はなく、一部で共通点をもたせ統一感を出すように検討されたい。
3. 地域の防犯への貢献にもつながるので、無人となる夜間について、やわらかい印象の照明をすることを検討されたい。

以上